

役員会（要旨）

日 時 平成 26 年 8 月 28 日（木）午前 9 時 30 分～午前 11 時 00 分

場 所 学術情報総合センター6F 会議室

構成員 西澤理事長、柏木副理事長、桐山理事、安本理事、藤野理事

出席者 井上副学長、田中監事

【審議事項】

1 国の成長戦略に係る特区の実現に関して、本学からの要望事項について

<事項区分>法人事項

<所管理事等>宮野理事

<資料説明者>平井研究支援課長

<概要>

安積医学部・附属病院運営本部長より、今般の国家戦略特区の追加提案の募集に合わせて、すでに関西圏として区域指定されている医療関係の項目について附属病院として今回申請を行った旨の報告があった。

本件は、今回追加募集されている特区の新たな項目として、公立大学法人が研究成果として取得した知財（特許）（以下、知財という。）を大学発ベンチャー企業に現物出資することを可能とする規制緩和を行うことにより地域活性化の推進に資することを目的とした提案を行うことについての審議である。

<意見内容>

・特区制度を活用して、公立大学においても一定の条件の下で出資が出来るようにしようという意図は理解できるが、下記事項の懸念もあるので、引き続き議論が必要である。

・出資する知財の選定方法、及び評価額決定方法。

・特許権は発明に対する独占権であり、大学が保有する意義としては2つある。1つは、京都大学の iPS 細胞のように研究及び実用化のために広くライセンスできるということがある。もう1つは、米国の大学において、研究成果として取得した知財を、大学発ベンチャーにライセンスし、付加価値ある高額な特許に育成することがある。

このように、特許を大学で保有することには意義があり、ベンチャー企業に所有権を移転することそのものが法人にとって不利益になることも考えられる。

- ・知財は大学の研究成果であり、また、公立大学法人大阪市立大学の重要な財産を定める条例において、現状では7,000万円以上のものが重要な財産として規定されていることから、設立団体である大阪市と十分な意見交換が必要であること。
- ・大学がベンチャー企業の株式を保有することについて、ベンチャー企業は投資適格が低いことが想定されるが、公立大学法人が投資適格の低い企業に出資する結果となってしまうこと。
- ・ベンチャー企業の株式を大学が保有する際、ベンチャー企業の総資本金の2分の1を超える株式を保有しなければ、本法人が重要事項を決定できないこと。
- ・ベンチャー企業についてどのような体制で管理していくのか検討しておく必要があること。

<審議結果>

- ・今回の特区提案募集については見送ることとするが、公立大学の出資等、特区の活用にあたっては、大阪市・文部科学省・総務省等関係機関との事前協議を進めていくこととする。
- ・公立大学が保有する知的財産権の活用方策について、今後、研究支援課が中心となり法人内全体で考えていくこととする。

【報告事項】

1 医療事故の公表について

<事項区分>大学事項

<所管理事等>石河理事

<資料説明者>安積医学部・附属病院運営本部長

<概要>

7月21日に医学部附属病院で発生した医療事故について、8月28日（木）に記者会見を実施する。

マスコミへの記者会見の開催案内は8月27日（水）に実施済み。

記者会見は8月28日（木）13時より医学部学舎18階会議室で実施。

2 平成 27 年度職員採用方針による新規採用試験「市大枠」の実施結果について

<事項区分>法人事項

<所管理事等>柏木副理事長

<資料説明者>浅井職員課長

<概要>

本法人においては、大阪市からの派遣職員の引き上げに対し、係長級については、民間企業等の経験を有する者をプロパー職員として採用することで対応してきた。また、係員については、新規採用に加え、キャリアスタッフの一部を正規登用化し、業務の安定化を図ってきた。

一定、大学運営の安定的な体制が整ってきたことに鑑み、今年度から愛好心溢れる、能力の高い人材を確保すべく、「市大枠」での募集を実施した。

については、その実施結果等について報告を行う。

<意見内容>

・平成 27 年度の新規採用試験については、筆記試験をなくし、面接試験を重視した内容になっているが、次年度以降の採用試験に向けて、その効果等を検証のうえ、選考方法について検討すること。

3 平成 26 年 7 月度月次状況報告について

<事項区分>法人事項

<所管理事等>藤野理事

<資料説明者>藤野理事

<概要>

法人の平成 26 年 7 月度の月次状況及び診療債権については 5 月度の回収状況の報告。修正後の 6 月月次試算表(病院)も提出。

【概要補足】

・病床利用率が今年度と昨年度と比較すると大きな落ち込みが見られることについて、7 対 1 看護配置における「重症度、医療・看護必要度」の規準の厳格化に対して、一部診療科の過剰反応の影響や、重症度の低い患者の退院を促すなど引き続き平均在院日数の削減に努め、入院患者数が減少した影響が大きい。

・昨年度と比較して、手術件数は大きく増加しており、今後の病床利用について有効策を検討し、実行することで、これまで以上により良い病院運営ができると考える。